

「消費者物価指数平成 22 年（2010 年）基準改定計画（案）」に関する意見募集の結果

はじめに

総務省では、本年 7 月 10 日から 8 月 9 日までの間に「消費者物価指数平成 22 年（2010 年）基準改定計画（案）」（以下「計画（案）」といいます。）について意見を募集したところ、大学等関係者、エコノミスト、政府機関等の方々から多くの有益な意見を頂きました。これらの意見を踏まえ、平成 22 年末を目途に改定計画を取りまとめる予定です。御多用中にもかかわらず意見を提出していただいた皆様には厚く御礼申し上げます。

以下では提出された意見の概要を紹介するとともに、意見に対する当省の考え方を説明いたします（敬称略、複数の場合 50 音順）。

1 計画（案）について

（1） 指数基準時等の改定

意見の提出はありませんでしたので、計画（案）のとおり実施します。

（2） 消費者物価指数品目の改定

意見の提出はありませんでしたので、計画（案）のとおり実施します。

（3） ウエイトの参照年次の改定

<意見の概要>

- 2010 年の家計調査データは、政府の施策の影響（政府の買換え支援策の対象となった自動車やテレビなど）を大きく受けることになるが、こうした基準年の消費バスケツトの特異性の影響についての考えを聞きたい。また、一部の品目（生鮮食品等）と同様に、2009 年の家計支出の情報も用いることによって、こうした影響を減じることができないか。（日本銀行調査統計局）

<総務省の考え方>

指数の基準時及びウエイト時の更新についての基準は、指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日付け総務省告示第 112 号）において、ウエイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウエイトにより算出することが原則として定められています。

ただし、御指摘のとおり、基準年の家計の消費支出は、政府の施策により消費支出が一時的に著しく増減する財・サービスが出現するなどの特異的な影響を受ける場合もあることから、そのような影響等について必要に応じて分析していきたいと考えています。

(4) モデル式により作成する品目の計算方法の見直し

<意見の概要>

- 航空運賃については、調査対象を現行の 19 路線から上位 10 路線に絞り込む予定であるが、指数が実勢対比弱めに出ないか、慎重な検討が望まれる。(日本銀行調査統計局)
- 高速自動車国道料金については、今次基準改定で ETC 割引の反映方法等について見直すことが望ましい。(日本銀行調査統計局)
- 携帯電話通信料については、最安価格のみならず、最も利用回線数が多い料金プランである代表価格を取り込むことが望ましい。(日本銀行調査統計局)
- 携帯電話通信料について、「複数年契約を前提とする基本使用料割引サービス等」については、加入に制約条件があるものの、例外的に最安価格の選定に用いる」とあるが、「基本使用料割引サービス等」について、もう少し明確な内容を提示してほしい。(みずほ証券株式会社チーフマーケットエコノミスト・上野 泰也)

<総務省の考え方>

より詳細な内容については、提出された意見を踏まえて、更に適切な算式となるよう検討してまいります。

また、料金制度や価格体系が多様化している一部の品目において、実態をより反映できるように、典型的な利用事例をモデルケースとすることなどにより設定した計算式(モデル式)を作成する品目の範囲(追加品目を含む。)等については、意見はありませんでしたので、計画(案)のとおり実施します。

なお、モデル式の作成に用いている各種の情報についても可能な限り公表を進めておりますが、非公開を前提に企業等から資料の提供を受けている場合があることなどから、すべての情報を公開することはできないことを御理解願います。

(5) 民営家賃指数作成方法の改定

<意見の概要>

- 四半期別 GDP 速報(QE)における持ち家の帰属家賃及び住宅賃貸料の推計は、床面積及び家賃単価ともに構造別(木造・非木造)に推計する必要があることから、木造・非木造の2区分の品目で公表してほしい。(内閣府経済社会総合研究所)
- 消費者物価指数の民営家賃と持家の帰属家賃は、木造・非木造の別及び床面積のみの構成比の違いで推計しているが、住宅・土地統計調査の住宅の品質に関する情報を用いて、建物の品質変化について、指数に反映することを検討してほしい。(内閣府経済社会総合研究所)
- 民営家賃指数作成における転出時の保合処理の導入は、その時点で実在しない価格

をデータとして使用することになり、事実に基づく算出にならないので、行うべきでない。もし、行うのであれば、少なくとも保合処理を行わなかった場合の指数も併せて公表してほしい。(匿名)

<総務省の考え方>

SNAの利用状況を踏まえて、民営家賃及び持家の帰属家賃について、木造・非木造別の指数の提供の仕方を更に検討してまいります。

また、転出世帯の保合処理については、家賃指数の安定化・適正化を図るために講ずる指数加工上の措置であることを御理解願います。

なお、民営家賃指数の作成方法の改善については、提出された意見を踏まえて、今後の課題として検討していきたいと考えています。

(6) 品質調整

<意見の概要>

- 家庭用耐久財については、現行のオーバーラップ法を見直し、POS情報の価格、販売数量データを基に、調査対象の銘柄変更を適切なタイミングで実施することが望まれる。その際、POS情報を用いた毎月連鎖指数（マッチド・モデルによる指数）で、当該の品目指数を作成する可能性も検討してほしい。(日本銀行調査統計局)
- パソコンのヘッドニック式については、今次基準改定に合わせて改善の余地がないか、検討が望ましい。また、CGPIより消費者物価指数の説明変数の方が少ないが、これにより、タイム・ダミーの推計値に影響を及ぼし、品目指数の下落率が大きくなっていないか、検討してほしい。(日本銀行調査統計局)

<総務省の考え方>

消費者物価指数は、同質の財・サービスの価格動向から作成されるべきものであるため、品質変化などの物価変動以外の要因を除去（品質調整）する必要があります。品質調整については、提出された意見も踏まえて、状況に応じて採用する手法を精査し、各々の品目に最も適した手法を選択します。

(7) 公表系列及び分類項目の改定

<意見の概要>

- 現在ある指数のほかに、消費者の購入頻度により、通常何年かに1回しか購入しないものは除いた、毎月の買物に対応するような指数も算出し公表してほしい。(匿名)

<総務省の考え方>

現在、消費者物価指数では、日常生活における購入頻度の高いもの・低いものなど品

目特性による物価変動の差をみるため、各品目を購入頻度や支出弾力性（生活必需品か否か）の値の大きさに基づいて区分した品目特性別指数（品目の年間購入頻度階級別指数、基礎的・選択的支出項目別指数）を毎月公表しておりますが、平成 22 年基準においても引き続き公表します。

（８） 平成 22 年基準指数への切替え時期

意見の提出はありませんでしたので、計画（案）のとおり実施します。

2 関連統計について

＜意見の概要＞

- マクロ的な物価すう勢の把握と物価構造の解明が、消費者物価指数及び小売物価統計の使命といえるが、現行の物価統計体系においては、物価構造を明らかにする統計としては 5 年に 1 回実施される全国物価統計調査しか存在しないため、消費・流通をめぐる変化が加速している現状では、構造の解明という点で不十分である。主要な新製品の価格、複数銘柄の価格、銘柄が管理できる財に関する詳細な比較などを明らかにする統計を毎年作成し、公表すべきである。

物価の構造的な把握に当たっては、全国平均や東京都区部だけでは不十分であり、地方別の情報を把握しなければならない。そしてそのためには、少なくとも都道府県別・中分類程度の細かさで物価の変化状況を把握できるように統計を整備することが必要である。

また、これまで、店舗属性などの販売形態による違いは全国物価統計によって明らかにされてきたが、適当な仕組みを導入すれば消費者物価指数・小売物価統計調査を調整することで毎年の動向を把握することが可能と考えられる。（青山学院大学・美添 泰人）

- 生活水準、GDP のデフレーターとしての物価を考えるためには、商品・サービス流通の実態に踏み込んで調査することが重要であり、物価の構造調査が必要である。現行では、5 年に 1 回の全国物価統計調査が唯一の物価に関する構造統計であるが、消費・流通をめぐる変化のスピードが急速に増している現状では、5 年に 1 回では不十分である。可能であれば毎年の調査が望ましい。様々な形態のサービス、様々な銘柄の商品を調査する構造統計の頻度を上げることが必要である。また、過去にさかのぼって物価統計の問題点を考察することも必要である。（株式会社大和総研・原田 泰）
- 消費者物価の地域差のよりの確な把握について検討してほしい。現在、地域ごとの物価の変化や、地域間の物価の差を観察するために、消費者物価地域差指数が利用されているが、地域ごとの価格調査数が少ないなど、不十分といわざるを得ない。類似の目的に利用できる統計として、全国物価統計調査があるが、5 年に 1 回の調査であるため、時間的な変化を追うためにはやや不十分である。

地域ごとの物価を精確に計測することは、地域ごとの経済状況の把握や、地域の経済分析・政策評価の基礎情報の精度向上につながるため、この点の改善を検討してほしい。(群馬大学・樋田 勉)

- 地域ごとの価格差は、現行の価格調査の体系では、全国物価統計調査によって把握されていることになっているが、全国物価統計調査は5年に1回しか実施されず、リアルタイムで地域差を観察することはできない。小売物価統計調査でも地域別の価格が公表されてはいるが、銘柄を含めた品質調整が不十分であるため、実質的には地域間の比較は不可能な状況である。そのため、小売物価統計調査と全国物価統計調査の有機的な連携が必要である。特に、小売物価統計調査は、既に地域別に集計もされており、わずかなコストで月次の地域差の統計を作成することはできると考える。(神戸大学・宇南山 卓)

- 全国物価統計調査は現状5年ごとに実施されているが、小売業における商品販売価格ないしサービス料金等の分布状況を小売物価統計調査の仕組みに反映し、都道府県別地域差指数作成のために役立てるためには、5年に1回の調査頻度では不十分であるばかりか本来の意味が無いため、調査頻度の向上が望まれる。調査頻度を向上させ、調査地域の拡充を図るためには、全国物価統計調査に求める目的を精査し、調査頻度、調査地域、調査品目の大胆な見直しを行うことが望まれる。

また、消費者・生活者の意識・行動変化によって、商品やサービスの購入方法は近年大きく変化しているため、全国物価統計調査の調査対象店舗を見直し、店舗の業態と銘柄を充実させることが望まれる。(財団法人流通システム開発センター・佐藤 聖)

- 今回の改定計画では、世帯属性別指数として新たに世帯主 60 歳以上の無職世帯の指数を追加し、標準世帯の指数を廃止するとしているが、世帯属性別指数の精度(品質)を確保するためには、より多くの標本を必要とする。その意味で消費者物価指数作成の基礎となる家計調査の拡充も同時に検討すべきである。(東京国際大学・菅 幹雄)
- 全国物価統計調査の調査頻度を高め、消費者物価指数(小売物価統計調査)における調査対象店舗の選定ルールが指数動向にどのような影響を及ぼしているか検証すべきである。また、調査対象商品の選定、現在の特売の取り込みルールを変更した場合の影響などの検証にも役立てることが考えられる。(日本銀行調査統計局)

<総務省の考え方>

提出された意見は、今回意見募集した内容と直接関係しませんが、物価統計の充実に向け、消費者物価指数、小売物価統計調査、家計調査及び全国物価統計調査の連携や調査方法の見直しを含め、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。